

物価高騰対策 賃上げ支援金

申請はお済みですか？

申請期間

令和5年

10月31日 火 まで (消印有効)

山梨県では、物価高騰に直面する福祉施設等を対象に、人材確保や安定的な運営の確保を図るため、賃上げに必要な助成を行っています。

対象
施設

高齢者施設・事業所 (詳細は裏面)

※令和5年8月1日時点で、県内に所在する施設等を運営する
法人・個人

助成
額

9,000円/月 × **職員数** (常勤換算) × **対象月数** (上限)

※職種や雇用形態 (常勤、非常勤、派遣) に関わらず全職員を対象
対象期間：令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木)

要件

1. 助成額のうち2/3以上は賃上げの原資とすること
2. 賃上げ等に資する取り組みを行うこと

- 賃上げ：毎月決まって支払われる基本給及び手当の増額
①基本給の増額 ②手当の新設 ③既存の手当の増額 等
- 取り組み：①収入増加に向けた取り組み ②職員のスキルアップに係る取り組み
③業務改善・職場環境改善に係る取り組み
※令和5年4月以降に行われた取り組み
- 本支援金により、継続した賃上げ環境を整えていただくことが望ましいですが、
来年度以降も同額の賃上げを継続することを申請の要件とはしていません。

支援金の詳細は事務局または県のHPをご確認ください。

https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/fuku-ir_bukka_shien/chingin.html



お問い合わせ (受付時間：平日9時～17時)

福祉施設等物価高騰対策支援金事務局

TEL 055-242-7805



ケース 1

- ・支給総額の 2/3（賃上げ原資分）について、基本給を改定し支給する場合、交付決定前の期間分（4月～11月）については、**12月に一括して支給**し、12月～2月分については改定後の基本給を支給
- ・支給総額の 1/3 については、収入増加に向けた**入所者の募集や施設の周知等の広報**に要する経費に活用

⇒ 遡り支給分については、一括支給も可能！
入所者募集等の広報費用も対象！

ケース 2

- ・支給総額の 2/3（賃上げ原資分）について、毎月決まって支払われる**手当を新設**し支給する場合、交付決定前の期間分（4月～11月）については、12月に一括して支給し、12月～2月分については新設の手当として支給
- ・支給総額の 1/3 については、職員の資質向上のための**研修会の開催や研修会の参加**に要する経費に活用

⇒ 賃上げは基本給以外の「手当」での支給も可能！
研修会の実施や参加費や交通費等も対象！

ケース 3

- ・支援金を活用し、賃上げすることにより、**法定福利費等の事業主負担分が増加**するため、増加分について賃金総額に含めて申請
- ・支給総額の 1/3 については、**業務の効率化のためのICT機器の（タブレット購入・Wi-Fi設備等）の整備**に要する経費に活用

⇒ 法定福利費等の事業主負担の増額分を含めて申請することも可能！
ICT機器の整備も対象！

※ お示ししているケースはあくまでも一例です。『賃上げ』と『取り組み』を行うことにより対象となりますので、記載していない組み合わせや事例も申請の対象になります。

【対象施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

※いわゆる医療みなし指定事業所は対象ではありません

